

定額減税に伴う市民税・道民税の特別徴収額への影響について

市民税・道民税の特別徴収につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、国の経済対策として賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人市・道民税において定額減税を実施することが決定され、令和6年3月に地方税法の改正も行われました。

この定額減税の実施に伴い、令和6年度の市民税・道民税の給与特別徴収税額の徴収方法が変更となるためご案内いたします。また、令和6年度市民税・道民税の定額減税の制度概要につきましては、裏面をご確認ください。

定額減税の実施方法について（給与特別徴収の場合）

定額減税の対象となり、所得割の徴収がある方の場合

6月は徴収せず、定額減税後の税額を7月から翌年5月までの11か月で徴収します。

定額減税の対象とならない方の場合

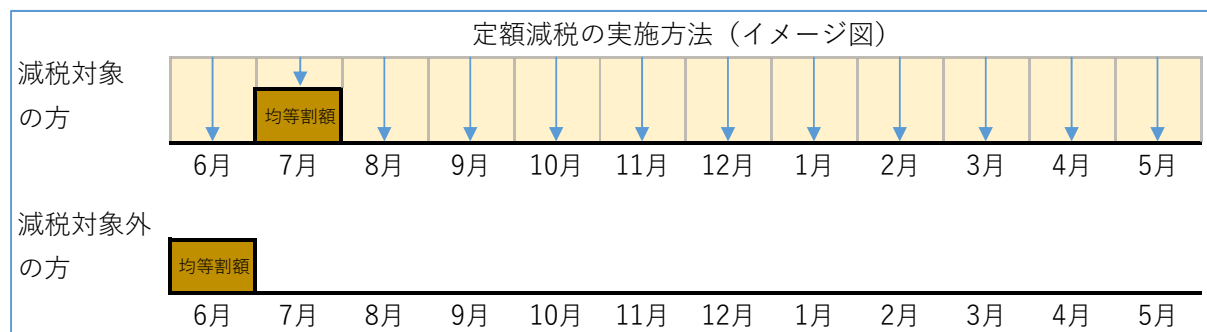
例年と変わらず、6月から翌年5月までの12か月で徴収します。



均等割額（年税額5,000円のみ）のみの方

定額減税の結果、均等割額のみとなる方（定額減税で所得割額が全額減税された方）は、7月に均等割額が全額徴収されます。

定額減税の対象ではなく、均等割額のみが課税される方は通常通り6月に均等割額が全額徴収されます。



※ 給与の特別徴収以外に年金天引き分がある場合など、上記パターンに当てはまらないこともあります。

市民税・道民税に係る定額減税の制度概要

市民税・道民税に係る定額減税の対象者

令和6年度の市民税・道民税に係る 合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、2,000万円以下）の納税義務者が対象です。ただし、以下のどちらかに該当する場合は対象外となります。

- 市民税・道民税が非課税の場合
- 市民税・道民税が均等割・森林環境税のみ課税となっている場合

市民税・道民税に係る定額減税額の算出

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の人数（本人を含む人数×1万円）により決定されます。なお、減税はすべての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から行います。

（注）控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。

（注）算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。

（均等割額への減税の適用はできません。）

計算例

- 控除対象配偶者および扶養親族がない場合
定額減税額=1万円×1人=1万円（本人1名、控除対象配偶者および扶養親族0人）
- 控除対象配偶者1人、扶養親族が2人の場合
定額減税額=1万円×4人=4万円（本人1名、控除対象配偶者1名、扶養親族2人）

その他の注意事項

次の算定基礎となる令和6年度の所得割額は、定額減税前の所得割額で計算を行います。

- ふるさと納税の特例控除の控除限度額
- 年金特別徴収の翌年度仮徴収税額

期割等、ご不明な点等につきましては、下記お問い合わせ先までお願いいたします。

また、令和6年分所得税の定額減税につきましては、下記窓口ではご相談を受けかねますので、国税庁へお問い合わせください。

市民税・道民税の定額減税に関するお問い合わせ先
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所
税額等について：市民税課 直通電話 0155-65-4120
給付等について：地域福祉課 直通電話 0155-65-4146